

ろうきん がん団信の概要							
保険名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険						
この保険の特徴	この保険は、労働金庫連合会を保険契約者、労働金庫を保険金受取人とし、労働金庫から住宅ローン等の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である労働金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。 なお、債務者が複数の場合は、主たる債務者1名までのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名や夫婦連生までのご加入も可能です。						
お支払事由	死亡保険金	・ 保険期間中に死亡されたとき					
	リビング・ニーズ特約保険金	・ 保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。					
	高度障がい保険金	・ 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障がい状態に該当されたとき					
	がん保険金	・ 保険期間中に、所定の悪性新生物(※2)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ● 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(※2)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。					
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(遞減)します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の労働金庫からの借り入れも含めて、「団体信用生命保険」、「団体信用就業不能保障保険 団体信用生命保険」、「3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」および「引受緩和団信」を通算した所定の限度額があります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。						
保険金が支払われない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金</td> <td>(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (9) 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障がい状態に該当されたとき</td> </tr> <tr> <td>がん保険金</td> <td>(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合</td> </tr> </tbody> </table>	名称	保険金をお支払いできない場合	・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (9) 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障がい状態に該当されたとき	がん保険金	(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合
名称	保険金をお支払いできない場合						
・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障がい状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (9) 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障がい状態に該当されたとき						
がん保険金	(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合						
保障開始日	融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。						
この契約からの脱退事由	・ 債務(融資金額)を完済されたとき ・ 保険金の支払事由に該当されたとき ・ 所定の年齢に達したとき						

<ご注意> この「ろうきん がん団信の概要」は、がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命に付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

ろうきん がん団信

上乗せ金利 +0.1%

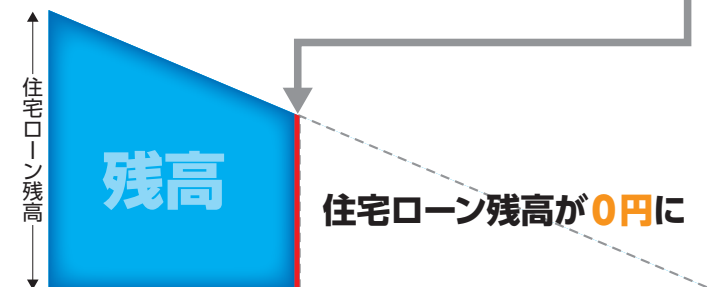
がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険



保障内容

- 死亡・高度障がい状態に該当されたとき
- 悪性新生物と診断確定されたとき(※1)
- 余命が6ヵ月以内と判断される時(※2)

住宅ローン残高が 0円



ご加入について

- 加入対象者** 新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、ろうきん がん団信にはご加入いただけません。
・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- 加入手続き** 「加入申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」等をお合わせてご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただけます)。
・健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

(※1) 悪性新生物のうち、上皮内がん(子宮頸がん0期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。
(※2) 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

中国ろうきん



「万一のとき」「悪性新生物に罹患されたとき」に備え、住宅ローンのご返済に安心を!



万一のとき

死亡 令和2年の死亡数の統計では、悪性新生物が最も多くなっています。

出典：厚生労働省人口動態統計(確定数)の概況「性別にみた死因順位別死亡者数(総数)より(2020年)」

令和2年死亡数	
1. 悪性新生物	378.3
2. 心疾患	205.5
3. 老衰	132.4
4. 脳血管疾患	102.9
5. 肺炎	78.4

(単位:千人 百人未満切捨て)

高度障がい 世帯主が万一の場合の、家族の必要生活資金

年間必要額	必要年数	総額	世帯平均年収(税込)
327万円	17.1年間	5,691万円	628万円

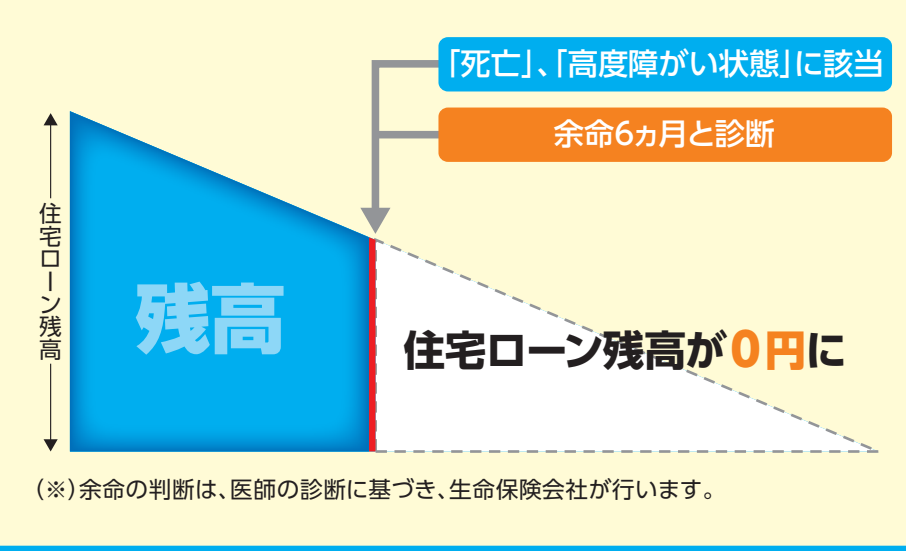
出典：公益財団法人生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」より

万一が
起こってしまったときには
多くの不安に直面します。

万一の場合の
住宅ローンのご返済に安心を!

- 「死亡」または「高度障がい状態」に該当されたとき
- 「余命6カ月以内」と判断されたとき(※)

住宅ローン残高が **0円**



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

「がん団信」と「がん保険」は目的が違います!

「がん団信」と「がん保険」の役割



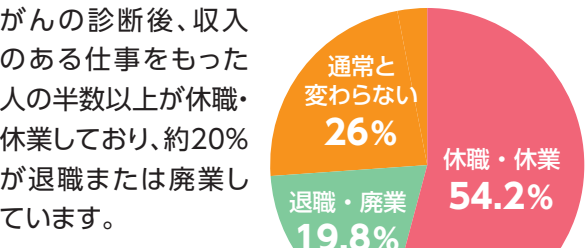
がん保険は・・・がんの治療費をカバーすることが目的

がん保険とは、悪性新生物にかかった場合の治療費負担をカバーして、ご自身やご家族の生活を守ることが目的の保険です。がんと診断されてから、長引く治療を幅広く保障します。

がん団信は・・・住宅ローンを完済することが目的

「がん保障特約付団信」は、悪性新生物にかかった場合に住宅ローンを完済して住宅を守ることが目的の保険です。住宅ローン契約者に万一のこと(ケガや病気による死亡または高度障がい)があった場合にも、ローン残債を保険金で返済できます。

がんの診断後の就業動向

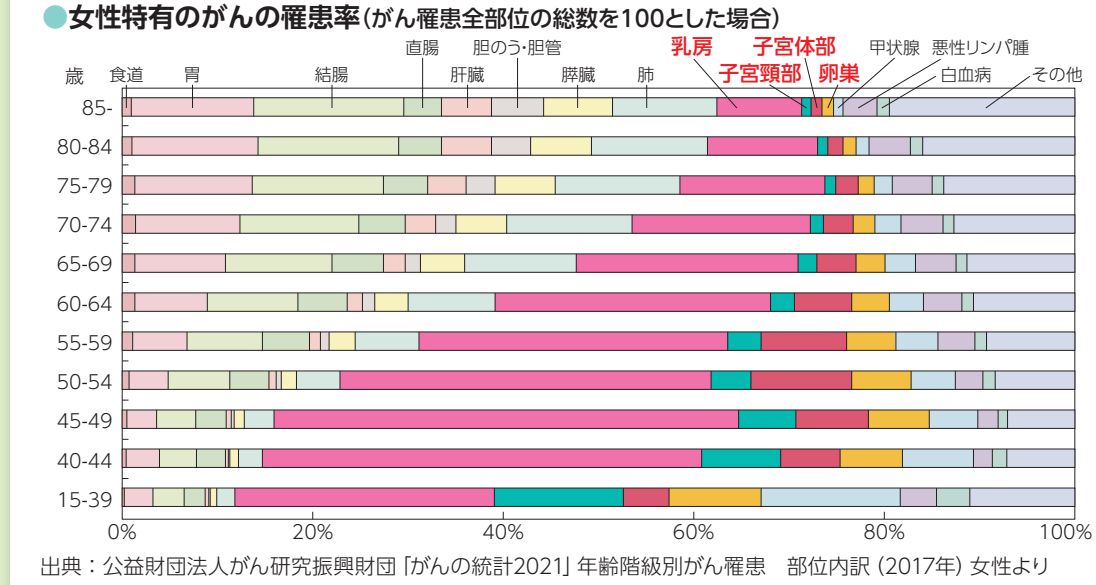


出典：令和2年10月 国立がん研究センターがん対策情報センター 患者体験調査報告書 平成30年度調査

悪性新生物に罹患されたとき

女性にもがん団信をおすすめ

がんにかかる人の総数は男性が多く、女性の1.3倍ですが、女性の罹患部位のトップは乳房(21.9%)、5位に子宮(全体)(6.7%)となっており、特に若い世代の女性は乳がんや子宮がんなど、女性特有のがんの罹患率が高い傾向があります。



●がんの罹患数が多い部位

	男性	女性
1位	前立腺	乳房
2位	胃	大腸
3位	大腸	肺
4位	肺	胃
5位	肝臓	子宮(全体)

出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2021」部位別がん罹患数 (2017年)

がんの部位別臨床期別5年生存率

●がんの**早期発見**で、**5年生存率は高まります。**

部位	ステージI	ステージII
全がん	93.2%	82.0%
胃	97.7%	65.9%
肺・気管	84.6%	50.2%
大腸	99.1%	90.5%
乳房(女)	100.0%	95.8%

出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2021」全国がんセンター協議会加盟施設における5年生存率(2010~2012年診断例 5年相対生存率)(1)全症例男女計より

悪性新生物と診断確定された
場合の住宅ローンのご返済に
安心を!

住宅ローン残高が **0円**

